

平成23年8月12日

平成23年(2011年)7月新潟・福島豪雨による被害に係る
普通交付税(9月定例交付分)の繰上げ交付

総務省は、平成23年(2011年)7月新潟・福島豪雨により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することとしました。

1 対象団体（災害救助法適用団体）

福島県 1市7町1村（計9団体）

新潟県 13市2町（計15団体）

2 繰上げ交付額

15,319百万円（9月定例交付額の3割）

3 スケジュール

平成23年8月12日（金）交付決定

平成23年8月16日（火）現金交付

注 繰上げ交付額の団体別内訳は、別紙のとおり

自治財政局財政課 村岡、加藤

TEL 03-5253-5111（代表）

TEL 03-5253-5612（直通）

FAX 03-5253-5615

平成23年(2011年)7月新潟・福島豪雨による被害に係る
普通交付税(9月定例交付分)の繰上げ交付額(団体別内訳)

<福島県>

(単位：百万円)

団体名	繰上げ交付額
喜多方市※	727
檜枝岐村※	28
只見町※	165
南会津町※	478
西会津町※	191
会津坂下町※	199
柳津町※	142
三島町※	74
金山町※	95
合計	2,099

<新潟県>

(単位：百万円)

団体名	繰上げ交付額
新潟市	2,986
長岡市	2,085
三条市	594
柏崎市	532
小千谷市	286
加茂市	253
十日町市※	885
見附市	273
五泉市	443
上越市※	2,088
阿賀野市	553
魚沼市	870
南魚沼市	728
田上町	119
阿賀町	525
合計	13,220

注) 繰上げ交付は百万円未満を切り捨てて行うこととしている。

※ 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に定める特定被災区域内の市町村として、平成23年6月8日に9月定例交付見込額の7割を繰上げ交付した団体であり、福島県檜枝岐村及び新潟県上越市以外の団体については、今回の繰上げ交付額が9月定例交付額から6月8日の繰上げ交付分を除いた額を上回ることから、その額を11月定例交付額から繰り上げて交付(223百万円)。